

お客様各位

平成26年9月1日

いつまでも残暑が続く毎日ですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 人事労務の最新動向
3. 税制改正の動向について
4. シリーズ経営改善策～経営者保証の見直し

1. 今月の事務

厚生年金保険料率が、9月分保険料（10月納付分）より従来保険料率 17.120%から 17.474%に引き上げられることは前月号でお知らせしましたが、9月には7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい標準報酬決定通知書が年金事務所から送付されて来ます。

この通知が届いたら各人に新標準報酬月額を通知し、給料からの徴収に備え、被保険者保険料台帳や賃金台帳に移記しておきましょう。

なお、保険料率を変更するタイミングは、社会保険料の徴収時期によって異なりますので、ご注意下さい。

2. 人事労務の最新動向

8月に政府は裁判で認められた不当解雇を対象に金銭補償する制度の検討に着手しました。

従来は裁判で不当解雇と認められた労働者が職場に復帰する際に、裁判期間中の賃金請求などは別の手続きが必要でしたが、新制度では労働者側の希望に応じて裁判所が不当解雇の補償金として年収の1～2年分を会社に支払うことで決着させるようです。

あくまで裁判の後に支払が発生する「事後型」の金銭解決であって、裁判上の和解金額は3百万円程度といわれる一般的金額よりも高く設定することで、金銭補償を促進することが狙いのようです。

労働者に予め一定額の金銭補償により自由に解雇できる「事前型」は検討されていません。

まだ、政府が方針を示しただけで、厚生労働省での審議は2015年4月から始まる見込みですが、補償金を狙った悪質な解雇訴訟対策として、就業規則の整備が必要です。

3. 税制改正の動向について

8月29日の政府税制調査会において、赤字企業への課税強化方針が検討されています。

これは、法人税の実効税率を現在の35%から20%台へ下げるための財源確保措置として、赤字企業にも税金を負担してもらうとの方針によるものです。

具体的には、県へ支払う法人事業税のうち、資本金1億円超の大企業を対象とする外形標準課税について、課税対象となる給与と利益の割合を調整して、赤字企業には給与への課税を増やすことになるようです。

資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税は現在のところは考えてないようですので、ひとまずご安心ください。

税制は「公平」・「中立」・「簡素」の3要件が満たされるべきと言われますが、「中立」とは減税の見返りとしての増税があるという意味での「中立」と解釈するようです。

4. シリーズ経営改善策～経営者保証の見直し

金融機関からの借入に関する経営者保証が大きく見直され、経営者保証なしで資金調達を行い、現在の経営者保証の変更・解除が可能になる方法があります。

経営者が個人保証契約を締結せずに融資を受けるためには、金融機関が法人のみの事業・資産を見て、融資判断できる状況であることが必要とされ、金融機関は、以下の(1)～(4)の全部または一部を満たす中小企業に対して、要件の充足度合いに応じ、経営者保証を求めないことや保証機能の代替手法（中小企業が特約条項（定期的な財務情報の提出義務、他の金融機関に対する担保提供の制限など）に違反しない限り保証債務の効力が発生しない旨の契約を認めること）になります。

(1) 法人与経営者が明確に区分・分離されていること。

(2) 法人の資産・収益で借入返済が可能であること。

(3) 適時適切に財務情報が開示されていること。

(4) 内部又は外部からのガバナンスの強化により(1)～(3)を将来に亘って充足する体制が整備されていること。

ハードルは高そうに見えますが、事業承継の際にも効果を発揮していくものですので、法人の経営強化に努めていくことで達成できでしょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>